

障害者スポーツ全国大会及び国際大会選手派遣事業費補助金交付要綱

1 目的

本事業は、富山県障害者スポーツ協会（以下「協会」と言う）が、障害者スポーツの全国大会及び国際大会へ出場する選手の経費の一部を補助することにより、障害者のスポーツ活動の促進を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

2 対象

(1) 対象の大会

ア 国際大会

国内予選会や国内選考会を経て、日本パラスポーツ協会、又は日本パラスポーツ協会に登録する日本障がい者スポーツ競技団体が派遣する次の大会

(ア) 日本国外で開催される国際大会

(イ) 日本国外で開催されるゾーン（ブロック）の大会やゾーン（ブロック）の予選会

その他、本要綱の目的に該当する国際大会

イ 全国大会

日本パラスポーツ協会、又は日本パラスポーツ協会に登録する日本障がい者スポーツ競技団体が主催する次の大会

(ア) 富山県外で開催される全国大会

(イ) 富山県外で開催される上記に準ずる大会（ただし、ブロックの大会等は含まない）

その他、本要綱の目的に該当する全国大会

(2) 対象者

常時活動する富山県内のスポーツ団体（クラブ）に属する者のうち、過去の成績、競技歴が優秀であり、各団体（クラブ）の推薦を受けた選手及びその監督（介助者も含む。ただし、国際大会は選手のみとする）。

ただし、大会ごとに基準人数を設け、基準人数を越える場合は、制限を行うことがある。

3 対象経費

交通費及び宿泊費とする。ただし国際大会については、国内移動に要する交通費及び宿泊費とする。

4 補助額

協会は、予算の範囲内（上限2分の1）において、次により算出される額を補助する。

(1) 交通費

実費相当額の2分の1。（障害者割引制度を適用）

(2) 宿泊費

宿泊が必要と認められる者について、富山県職員等の旅費に関する条例に定められた宿泊料の2分の1。

ただし、2泊を限度とする。

5 手続き

(1) 各スポーツ団体（クラブ）は、事前に全国大会及び国際大会選手派遣事業費補助金交付申請書（様式1）及び選手推薦書（様式2）を協会に提出するものとする。

(2) 各スポーツ団体（クラブ）は、大会終了後1ヶ月以内に、全国大会及び国際大会選手派遣事業報告書（様式3）に下記の書類を添付し協会に提出するものとする。

ア 大会のプログラム、派遣選手の参加が確認できる資料

イ 大会のスナップ写真等、大会の実施が確認できるもの

附則

この要綱は、平成8年4月24日から施行する。

この要綱は、令和5年5月8日から施行する。